

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
9月1日  
(金曜日)

## 目次

○告示  
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………  
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………  
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………  
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………  
○公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………  
平成二十九年年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課)……………



### 山口県告示第三百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月一日

施術者の氏名 名称 所在地 指定年月日  
十川 貴晃 かえで接骨院 周南市大字下上九三九の七 平成二九、七、三

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県告示第三百十二号

平成二十九年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十九年九月一日

#### 一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事 村岡 嗣政

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源涵養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡萩市(阿武郡阿武町)及び福栄村の区域に限る。)	七四・七八	一九九・三四
橋本地区	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。)	九二五・九八	二四九・一七
大津地区	長門市	四三七・一七	一六〇・九三
豊浦地区	下関市	三六五・六三	一八〇・六四
厚東川・厚狭川	宇部市 美祿市 山陽小野田市	六八七・一二	一三九・三四
樫野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二六八・七九	三五一・八八
佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)	六八九・九一	三六一・二四
徳山地区	下松市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。)	四一三・二五	一五六・三九
田布施川・島田川	光市(平成十五年四月二十日における周南市(平成一五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。)	一・九四	六八・八二
由宇川・柳井川	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市(玖珂町及び周東町の区域に限る。)	一四・六六	一六五・〇七
錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡美和町の区域に限る。)	五二・七四	一三六・二四
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇二	周防大島町	一一・五五
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
下関市	一二・六四	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

山口県	一三四・一三
-----	--------

山口県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第七百三十号（一）に係るものに限る。）（一）、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第九百九十七号（一）に係るものに限る。）（一）、保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第三十五号（五）に係るものに限る。）（一）及び保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第二百二十八号（四）に係るものに限る。）（一）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
- （一） 立木の伐採の方法  
 変更しない。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 萩市大字明木字新切一三六の六、字新切東ヶ輪二八六九の一、二八七〇、二八七九、二八八〇の一、二八八四の一、新切おしヶ浴二八七二、二八七三の一、二八七三の二、二八七三の三、二八七四の一、二八七四の二、二八七五の一、二八七五の二、字新切檜皮ノ浴二八八二の六、大字須佐字赤松八〇八の三、五四四五、五四四六の二、字後迫八〇九の一、八一〇から八一五まで、字石田八二八の二、字白口八三一、八三三、八三五、八三六、五四二八から五四三一まで、字矢檜八三七から八四〇まで、八四八、八四九、字油ヶ浴八四一、字上山八四三、字西岩ヶ坪八四四、八五〇から八五二まで、八五五、字西松ヶ坪八四五、八四五の一から八四五の三まで、八四六、字田山成九一〇、字船ヶ坪三九二二、五四一四、五四一八、五四二二、五四二五、五四二五の二
- 阿武郡阿武町大字奈古字遠岳一〇一四〇の二、一〇一四〇の三二、一〇一四〇の一  
 二九、一〇一四〇の一三〇、字芝ヶ迫一〇一六一の一から一〇一六一の三まで、一〇一六三、一〇一六六の一、一〇一六六の二
- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- （一） 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十九年九月一日

豊北町加入区

山口県知事 村岡 嗣 政



(二四七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年九月一日から平成三十年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)アルク宇部厚南店

所在地 宇部市大字中野開作四二八の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年四月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の新設をする日

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の収容台数 七〇台
- (二) 駐輪場の収容台数 三〇台
- (三) 荷さばき施設の面積 七〇平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量 三八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社丸久

氏名 又は 名称

開店時刻 午前八時

閉店時刻 午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十九年八月十七日

(二四八) 平成二十九年後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十九年後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十九年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

石材加工	和服製作	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	半導体製品製造 集積回路組立て	電気機器組立て シーケンス制御	機械検査 機械検査	工場板金 数値制御タレットパンチプレス板金	金属溶解 軽合金溶解炉溶解	さく井 ロータリー式さく井工事	職種	試験科目
------	------	-------------------------------	------------	--------	--------	----------	---------	--------------------	--------------------	--------------	--------------------------	------------------	--------------------	----	------

の  
 2 一級及び二級の技能検定  
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの  
 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

職種	試験科目	3 三級の技能検定 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの												
		塗装	金属材料試験	電気製図	機械・プラント製図 機械製図手書き 機械製図CAD	ガラス施工	自動ドア施工	カーテンウォール施工 金属製カーテンウォール工事	防水施工 アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	コンクリート圧送施工	鉄筋施工 鉄筋組立て	型枠施工 型枠工事	配管 建築配管	かわらぶき かわらぶき

機 械 加 工	普通旋盤
機 械 検 査	機械検査
電 気 機 器 組 立 て	シーケンス制御
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷凍空気調和機器施工
和 裁	和服製作
家 具 製 作	家具手加工
建 築 大 工	大工工事
配 管	建築配管
型 枠 施 工	型枠工事
鉄 筋 施 工	鉄筋組立て
機 械・プ ラ ン ト 製 図	機械製図手書き 機械製図CAD
電 気 製 図	配電盤・制御盤製図

4 単一等級の技能検定の  
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	試 験 科 目
電 子 回 路 接 続	電子回路接続
樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工	樹脂接着剤注入工事

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

職 種	<p>(一) 実技試験 平成二十九年十二月四日(月曜日)から平成三十年二月十八日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>(二) 学科試験 1 特級の技能検定</p>	実施期日	
			<p>2 一級及び二級の技能検定</p> <p>                     製造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工                      工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器                      組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気                      圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 空                      ラスチック成形                 </p>
職 種	<p>3 三級の技能検定</p>	実施期日	
			<p>金属溶解 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型 枠施工 ガラス施工 金属材料試験</p>
			<p>さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図 水施工 カーテンウォール施工 石材施工 水産練り製品製造 防 機 械・プ ラ ン ト 製 図</p>
			<p>半導体製品製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋 施工 コンクリート圧送施工 自動ドア施工 電気製図 塗装</p>
職 種	<p>4 単一等級の技能検定</p>	実施期日	
			<p>電気機器組立て 配管 型枠施工</p>
			<p>冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図</p>
			<p>機械加工 機械検査 建築大工 鉄筋施工 電気製図</p>

電子回路接続 樹脂接着剤注入施工

平成三十年二月四日 (日曜日)

- 三 試験の場所  
山口県職業能力開発協会が指定する場所
  - 四 受検資格
    - (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。
    - (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
    - (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
    - (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
    - (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
  - 五 受検申請書の受付期間  
平成二十九年十月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十三日までの消印のあるものは、有効とする。）
  - 六 受検申請書等の提出先  
山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五一）  
山口県職業能力開発協会
  - 七 提出書類
    - (一) 受検申請書
    - (二) 受検者が本人であることを確認できる書類（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
    - (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
    - 八 受検手数料
- 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千円
  - (二) 実技試験にあつては、次の1の表から9の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 特級の技能検定

職	種	手数料	
一級の技能検定  和裁 機械・プラント製図 電気製図  機械検査 婦人子供服製造	铸造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械 整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	一万七千九百円	
	さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	八千九百円	
	4 二級の技能検定（受検者が平成二十九年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）		
	二級の技能検定（受検者が平成二十九年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）である場合）	和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千円
		機械検査 婦人子供服製造	五千九百円
		さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	八千九百円
		和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千円
		機械検査 婦人子供服製造	五千九百円
		さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	八千九百円
		和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千円
機械検査 婦人子供服製造		五千九百円	
さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装		八千九百円	
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千円	
機械検査 婦人子供服製造	五千九百円		
一級の技能検定  和裁 機械・プラント製図 電気製図  機械検査 婦人子供服製造	铸造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械 整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	一万七千九百円	
	さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	八千九百円	
	4 二級の技能検定（受検者が平成二十九年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）		
	二級の技能検定（受検者が平成二十九年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）である場合）	和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千円
		機械検査 婦人子供服製造	五千九百円
		さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	八千九百円
		和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千円
		機械検査 婦人子供服製造	五千九百円
		さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	八千九百円
		和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千円
機械検査 婦人子供服製造		五千九百円	
さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装		八千九百円	
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千円	
機械検査 婦人子供服製造	五千九百円		

和裁 機械・プラント製図 電気製図	一万三千百円
機械検査 婦人子供服製造	一万四千九百円
さく井 金属溶解 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施 ガラス施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 金属材料試験 塗装	二万七千九百円
5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成二十九年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）	
機械加工 機械検査 電気機器組立て 冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 建築大工 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図	二千九百円
6 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成二十九年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）	
職 種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千四百円
機械検査	五千円
機械加工 電気機器組立て 冷凍空調和機器施工 家具製作 建築大工 配管 型枠施工 鉄筋施工	六千円
7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成二十九年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）	
職 種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千百円
機械検査	五千九百円
機械加工 電気機器組立て 冷凍空調和機器施工 家具製作 建築大工 配管 型枠施工 鉄筋施工	八千九百円

8 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成二十九年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

職 種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図	一万三千百円
機械検査	一万四千九百円
機械加工 電気機器組立て 冷凍空調和機器施工 家具製作 建築大工 配管 型枠施工 鉄筋施工	一万七千九百円
9 単一等級の技能検定	
職 種	手数料
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	二万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十九年十一月二十七日（月曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成三十年三月十六日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

平成二十九年九月一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事